

神田外語大学紀要第 29 号
抜刷 2017 年

The Journal of Kanda University of International Studies Vol. 29 (2017)

七部法典における徳による統治と正義について
－ 関連法文の対訳と註釈 －

青 砥 清 一

七部法典における徳による統治と正義について

— 関連法文の対訳と註釈 —

青砥 清一

要 約

アルフォンソ 10 世賢王は、七部法典において「徳による統治」の理想を掲げ、カトリック神学から対神徳（信徳、望徳、愛徳）、アリストテレス政治学から枢要徳（知慮、節制、勇気、正義）を受容する。なかでも同王の最も重視した徳が「正義」であり、人民の統一、立法事業、キリスト教の保護とともに、正義の実現を主要な政治課題に挙げた。その政治・法思想の礎となった理念とは、勇気と節制により外部の敵と内心の強欲を排し、知慮により各人の身分と功績に応じた権利を各人に衡平に分け与えるという「配分的正義」である。安直な功利主義と強引な多数決原理が横行する昨今の民主政治にあって、古代から受け継がれた徳の価値を見直し、法の目的との相関性につき熟議することは有益である。

序文

『七部法典』（*Las Siete Partidas*）は、13 世紀カスティーリャ＝レオン王国のアルフォンソ 10 世賢王により編纂され、スペイン法制史上最も重要な法典の一つに数えられる¹。主な法源は、継受ローマ法とカノン法である。さらに《君主の鑑》として「徳による統治」と「法の下での支配」につきアリストテレス政治学、「王権

¹ Alfonso X El Sabio 在位 1252-84。「賢王」の称号に相応しく、12 世紀ルネサンスを受け継ぐトレド翻訳学派を保護するなど学術・文芸を振興した。主な著作は、七部法典のほか、『イスパニヤ史』（*Estoria de España*）、『アルフォンソ天文表』（*Tablas alfonsíes*）、『サンタ・マリア賛歌集』（*Cantigas de Santa María*）等。七部法典は、その名の示すとおり、7つの部により構成される。第一部「教会」。第二部「王制、軍事、学問」。第三部「訴訟」。第四部「婚姻、身分、封建制」。第五部「契約」。第六部「遺言、相続」。第七部「刑事」。

神授説」につき旧約を受容する²。

アルフォンソ 10 世は、世俗君主である国王をローマ教皇と並び立つ神の代理人に位置付けた。国王が地上における統治権を神から授けられたとする理由として、①人民の統一、②立法、③正義の実現、④キリスト教の保護を挙げる (2.1.1³)。とりわけ「正義」の実現は、アルフォンソ 10 世が最も重視した政治目標であり、残る 3 つの目標を実現するための倫理的基盤であったと考えられる。本論では、アルフォンソ 10 世が七部法典において提示した「徳による統治」とその要である「正義」について、関連法文の解釈を通じて考察し、その普遍的価値について検証したい。

1. 七部法典の編纂された時代背景

アルフォンソ 10 世が七部法典に代表される大規模な立法事業を展開した背景には、以下に掲げる国内外の政治事情があったものと考えられる。まず国内事情の一つとして、父王フェルナンド 3 世聖王の治世にレコンキスタ (国土回復運動) が大方の収束をみたものの、いまだ王権に抵抗する異教徒との戦いを継続すると同時に、再征服により拡張した領土をどう安定的に統治するかという難題を抱えていた。さらに、王国統一法の不備という問題もあった。イベリア半島のキリスト教諸国では西ゴート王国滅亡 (711 年) 後もゲルマン的慣習法が残存し、長年にわたるレコンキスタの過程においてその地域的多様性が過度に拡大した。諸侯・都市は、国王の許諾および身分制議会 (Cortes) の承認のもとで固有の局地法 (fuero) を享受していたが、裁判において全国共通の訴訟法を欠いていたため、どちらの訴訟当事者の属人法によるべきかを決める手続が複雑化した

² アルフォンソ 10 世がキリスト教国の王であるにも拘らず、王権の根拠を新約でなく旧約に求めた所以は、旧約においては地上の善が神により敬虔な信者に与えられることが約束されるがゆえに聖職者は統治者かつ神官たる王に服するものとされるが、新約によれば、人間が生きる上での至高の目的は「神を知る」ことにあり、神事が俗事よりも高次にあるため、世俗の王が聖職者の下に置かれるからと考えられる。

³ 本論では、引用する法文番号を (部・章・法) の順に示す。

(Vinogradoff 1909: 14-15)。くわえて、地方ごとに判例法が異なり、不当な慣習・慣行に基づき訴訟が解決されるといった問題もあった (Sainz Guerra 2008: 204)。そこでアルフォンソ 10 世の指揮のもと大規模な立法事業が展開され、旧来のゲルマン的慣習法から先進のローマ法学への転換が図られた。その結果、ローマ法は普通法 (*ius commune*) として王国内に徐々に普及していった⁴。さらにアルフォンソ 10 世がローマ法学を導入した背景として、教会権力への介入、君主との契約に基づく封建制度の普及、地方議会の統合および税制・行政改革を進め、権力基盤を固める狙いがあった (Ayala Martínez 2002: 497-498)。13 世紀カスティーリヤにおける王権の基盤はまだ脆弱であり、議会との協力関係に依存していたため、これらの政策を全て七部法典の規定するとおりに実現し得なかったものの、アルフォンソ 10 世は、法技術に長けたローマ法学、信仰の規範を定めるカノン法学、そして共通善と徳による統治を説いたアリストテレス政治学に基づき王国統一法を定立することが、新時代のカトリック王制に必要な不可欠であり、臣民の共通善にも資するとの信念を抱懐していたと考えられる。

つづいて国際事情としては、アルフォンソ 10 世の悲願であった神聖ローマ皇帝位の獲得に向けた帝国政策が挙げられる。大空位時代、アルフォンソ 10 世は、ホーエンシュタウフェン家出身の母妃ベアトリス・デ・スアビアに由来する帝位継承権を主張、コーンフォール伯リチャードと帝位を争う。同盟国を獲得するため、王国の経済力を動員して 1257 年と 1258 年に北アフリカ十字軍遠征を敢行する。そして、自らが皇帝の座に君臨するに相応しいことを証明するため、先進的な普通法に基づきカトリック教国最高の法典を制定しようと試みた。七部法典の

⁴ その一方で既得権益を墨守したい諸侯・都市から噴出した反発は頗る大きかった。ローマ法を主たる法源とする七部法典もまた反対勢力による抵抗に遭い、アルフォンソ 10 世の治世においては王国法として施行に至らず、曾孫にあたるアルフォンソ 11 世のアルカラ勅令 (1348 年) により、はじめて正式な効力を得た。当初は局地法・慣習法の欠缺を埋めるための補充法であったが、広範かつ体系的な法典であり、世俗語で書かれていることから、いわばカスティーリヤ法の百科事典として宮廷裁判や法曹教育などに利用された。ラテンアメリカにおいても 19 世紀初頭に独立するまで、植民地行政・司法において利用された。

編纂には、このような外交政策上の事情もあったわけである。

2. 関連法文の対訳と註釈

本章では、七部法典において *jufticia* 「正義」を主題とする法文（第二部第五章法八、第三部前文および第一章法一～法三）の対訳を掲載する⁵。併せて、法文解釈の基礎となる中世カスティーリャ語の古語法に関する訳註を付記する。

2. 1 第二部第五章法八

LEY VIII. Que virtudes deue auer el Rey para beuir derechamente en este mundo: e fer bien acoftumbrado.

法八 国王は、この世において正しく生き、優れた習慣を身に付けるため、どのような徳を具えるか。

（註） *virtud* 徳、美德。 *auer* (> *haber*) もつ、取得する、所有する。 *beuir*, *biuir* (> *vivir*) 生きる。 *derechamente* 正しく、適法に。 *acoftumbrado* 慣れた、習慣付けられた。

Cordura es la primera de las otras quatro virtudes que deximos en la tercera ley ante desta que ha el Rey mucho menester para biuir en este mundo bien derechamente, ca esta faze ver las cofas e judgarlas ciertamente segunt fon e pueden fer, e obrar en ellas como deue, e non rebatofamente:

本法より足掛け三つ前の法において、国王がこの世において善良に正しく生きるため強く求められると規定したその他四つの徳の一つ目は、知慮である。知慮があれば、現状または将来の見通しに則して物事を見て確実に判断するとともに、当該事案において適切にかつ分別を失うことなく行動し得るから。

⁵ 本稿に掲載するカスティーリャ語原文は、Gregorio Lopez による注釈付きの 1555 年版より引用した。本章の翻訳は相澤正雄氏との共訳である。

(註) cordura 知慮、思慮、智慧、分別。las otras quatro virtudes que deximos en la tercera ley ante defta 本法より足掛け三つ前の法 (=法六) において規定したその他四つの徳 (次章にて言及する)。deximos (> dijimos, dezir 点・1・複) (余アルフォンソ王の) 述べた、規定した (尊厳の複数形 *royal we*)。menester 必要。judgar (> juzgar) 判断する、裁く、審判する。rebatofamente (> arrebatadamente) 無分別に、激怒して。

la segunda virtud es temprança, que quiere tanto dezir como mefura, ca esta es cofa que faze al ome biuir derechamente, non tomando, nin cambiando nin vfando de las cofas mas de lo que cumple a fu natura e pertenefce a fu estado:

二つ目の徳は、節制であり、慎みを意味する。節制により、人は自己の本分および身分に相応しい程度を超えて物を取得、交換ないし利用することなく、正しく生きる。

(註) temprança (> templanza) 節制、節度。mefura (> mesura) 慎み、平衡。natura 出自、本分、本性。

la tercera virtud es fortaleza de coraçon. Ca esta faze al ome amar el bien e seguirlo, e porfiar toda via en leuarlo adelante e aborrecer el mal, puñando fiempre en lo desfazer:

三つ目の徳は、勇氣である。勇氣により人は善を慈しみ、追求し、常に粘り強く推し進め、なおかつ、悪を憎み、打破しようと絶えず尽力する。

(註) fortaleza de coraçon 心の強さ、勇氣。porfiar en~ 執拗に・粘り強く~する。toda via (> todavia) 常に、いつも。leuar (> llevar) adelante 前に進める、推し進める。aborrecer (> aborrecer) 忌み嫌う。puñar en~ ~に尽力・努力する、懸命に~する。desfazer (> deshacer) 壊す、打破する。

la quarta virtud es jufticia, e es madre de todo bien, ca en ella caben todas las otras, e por ende ayuntando los coraçones de los omes faze que fean afsi como vna cofa para biuir derechamente segund mandamiento de Dios e del feñor, departiendo e dando a cada vno fu derecho, afsi como merefce e le conuiene.

四つ目の徳は、正義である。正義は、あらゆる善の源であり、あらゆる事物に及ぶ。正義により人々の心が結ばれ、正しく生きるため人民が一致団結し、神と主君の命令に服し、そして各人に相応しくかつ適正なる権利が分け与えられる。

(註) ayuntar 結ぶ、つなげる。departir 分ける。

2. 2 第三部前文、第一章法一～法三

Fizo nueftro feñor Dios todas las cofas muy complidamente por el fu grand faber, e despues que las ouo fechas mantou a cada vna en fu eftado. E en efto mosfró qual es la fu grand bondad e justicia. E en qual manera la deuan mantener aquellos que la han de fazer en la tierra;

我が主たる神は、偉大なる神知により十全に万物を創造せられ、その後、それぞれのものをそれぞれの状態に保たれた。その上で、神の偉大なる善と正義とは何であるか、そして地上において正義を実現する責を負う者達がどのようにして正義を維持するか定められた。

(註) el fu grand faber 神の偉大なる知、神知。a cada vna en fu eftado それぞれのものをそれぞれの状態に。

ca bien afsi como quando la el quifo fazer, ouo faber, e querer e poder para fazerla, otrofi los que la jufticia han de fazer por el, han menefter que ayan en fi tres cofas. La primera que ayan voluntat de quererla, e de amarla de coraçon, parando mientes en los bienes e en proes que en ella yazen; la fegunda que la fepan fazer como conuiene e los fechos la demandaren, los vnos con piedad e los otros con rezedumbre. La tercera que ayan effuerço e poder para complirla contra los que la quieren toller o embargar.

神が正義を実現されようとしたとき、その実現のための智慧、意思および能力を具えられていたように、神に代わり正義を実現する責を負う者達もまた、次の三つの素養を具備することが求められる。一、正義を欲し、心から正義を慈しむ意思。正義に宿る善と利益に留意すること。二、事態の要請に応じて適正に、慈悲の心をもつ一方で力強く正義を実現する智慧。三、正義を排除又は妨害する輩に対抗して正義を成し遂げるための勇氣と能力を具えること。

(註) rezedumbre (> reciedumbre) 力強さ、頑丈さ。effuerço (> esfuerzo) 勇氣。complir (> cumplir) 成し遂げる、履行する。toller 排除・撤去する。

Onde pues que en la primera Partida deste libro auemos fablado de la jufticia fpiritual que faze al ome ganar amor de Dios por voluntad, que es la primera efpada por que fe mantiene el mundo.

本法典の第一部において、人をして志により神の慈愛を獲得せしむる信仰上の正義について話題にした。この世が維持されるための一本目の剣である。

(註) jufticia fpiritual (> justicia espiritual) 信仰上の正義。

E otrofí en la segunda Partida mostramos de los grandes señores que la han de mantener generalmente en todas cosas con fortaleza e con poder, que es la otra espada temporal que fue puesta contra aquellos que la quisiessen embargar o destruir por fuerza errando contra Dios soberbiofamente, o contra el señor temporal o contra la tierra onde son naturales,

第二部では、武力と権力を行使して万事につき遍く正義を維持する責を負う王侯貴族に関して定めた。もう一本ある世俗の剣であり、実力により正義を妨害または破壊しようと企み、不遜にも神、世俗君主または故国の利益に反して過ちを犯す輩に対抗して設けられた。

(註) grandes señores 王侯貴族。espada temporal 世俗の剣。señor temporal 世俗君主（教皇に対して）。por fuerza (実) 力により。la tierra onde son naturales (> la tierra donde son naturales) 出身国、故国。

queremos en esta tercera Partida dezir de la justicia que se deve fazer ordenadamente por feo e por fabiduria, en demandando e en defendiendo cada vno en juyzio lo que cree que sea de su derecho ante los grandes señores sobredichos o los oficiales que han de judgar por ellos. E de si hablaremos de todas las personas e de cosas que son menester para acabamiento de juyzio.

それゆえ、この第三部においては、各人が上記王侯貴族の面前または王侯貴族に代わり裁判権を有する官吏の面前にて自己の権利に属すると信ずる事柄につき法廷において提訴および防禦するときに分別と智慧に基づき秩序正しく実現されるべき正義について規定したい。それから、裁判の終了までに要する裁判関係者および裁判手続について遍く話題にすることとする。

(註) feo (> seso) 分別、事理弁識能力。en demandando e en defendiendo cada vno 各人が提訴および防禦するときに * 「en + ヘルンディオ」: 主動詞 (se deve fazer) との同時

性・近接性を表現する。demandar 提訴・請求する。defender 防禦する。juyzio (> juicio) 法廷、裁判、判決、審判。los oficiales que han de juzgar 裁きをする責を負う官吏、裁判権を有する官吏。

Ca fequent dixieron los fabios antiguos dos tiempos han de catar los grandes señores en que han de estar guifados para faber obrar en cada vno dellos fequent conuiene. El vno en tiempo de guerra de armas e de gente contra los enemigos de fuera fuertes e poderofos. E el otro en tiempo de paz de leyes e de fueros derechos contra los de dentro tortizeros e foberbiofos, de manera que fiempre ellos fean vencedores. Lo vno con effuorço e con armas, e lo al con derecho e con iufticia.

かの古の賢人達の説いたところに遵い、王侯貴族は、次の二つの時世に留意し、各時世において必要に応じた適切な行動をとり得るための備えをしておく責任を負う。一つは、戦乱の世において、強力かつ有力な異国の敵に対抗するための武器と兵員を備えること。今一つは、平安の世において、国内の不正で傲慢な輩に対抗するための正しい法律と法を整備すること。そうすれば王侯貴族は、片や勇氣と武力をもって、片や法と正義をもって、常に勝利を収めることとなる。

(註) fuero 法 (derecho の同義語として)、局地法、地方特別法、地方特権。tortizero (> torticero) 不正な。

TITULO I. DE LA IUSTICIA.

Iufticia es vna de las cofas porque mejor e mas endereçadamente fe mantiene el mundo. E es afsi como fuente onde manan todos los derechos. E non tan folamente ha logar la Iufticia en los pleytos que fon entre los demandadores e los demandados en juyzio, mas aun entre todas las otras cofas que auienen entre los omes, quier fe fagan por obra o fe digan por palabra.

第一章 正義について。

正義とは、この世がより善く、より正しく維持される要因の一つである。そして全ての権利が湧き出る泉の如き存在である。正義は、法廷において訴人と被訴人との間で行われる訴訟のみならず、行動による行為であれ、言葉による発言であれ、人間関係に生ずるあらゆる事柄の間に実現するものである。

(註) *endereçadamente* (> *enderezadamente*) まっすぐに、正しく。 *ha logar* (> *tiene lugar*) 生ずる、起きる、実現する。 *demandador* 訴人、原告。 *demandado* 被訴人、被告 (人)。

LEY I. Que cofa es iufticia.

Raigada virtud es la iufticia fegund dixeron los fabios antiguos, que dura fiempre en las voluntades de los omes iuftos, e da e comparte a cada vno fu derecho igualmente.

法一 正義とは何か。

かの古の賢人達の説いたところによれば、正義とは揺るぎ無き徳であり、正しき人々の心の中に常に保持され、各人に対し各自の権利を衡平に分け与えるものである。

(註) *raigado* (> *arraigado*) 根付いた、揺るぎない。 *los sabios antiguos* かの古の賢人達 (聖書内の諸王・諸聖人、アリストテレス、セネカ、聖アウグスティヌス、ユスティニアヌス帝ほか)。 *igualmente* (> *igualmente*) 衡平に、等しく。

E como quier que los omes mueren, pero ella quanto en fi nunca desfallece ante finca fiempre en los coraçones de los omes biuos que fon derechureros e buenos: e maguer diga la efcritura que el ome iufto cae en yerro fiete vezes en el dia, porque el non puede obrar toda via lo que deue por la flaqueza de la natura que es en el, con todo effo en la fu voluntad fiempre deue fer aparejado en fazer bien e en complir los mandamientos de la iufticia.

何にせよ人は死ぬものだが、正義そのものは決して衰えを知らず、法に遵い善良に生きる人々の心の中にいつも宿っている。たとえ聖書には、人は具わる生来の脆弱さにより適切な事を常に行い得るわけではないので、仮令正しい人であっても一日に七度は過ちを犯すと記されているとはいえ、さりとて、心の中では、善を実現し、正義の戒律を遵守するよう常に備えておかねばならない。

(註) *fincar* 留まる、宿る。*maguer diga la ecriptura que* ~ たとえ聖書には～と記されている
とはいえ。*cae en yerro (> error)* 過ちに陥る、過ちを犯す。*la flaqueza de la natura que es en el* 人に具わる生来の脆弱さ。*con todo effo* さりとて。*fazer bien* 善を実現する。*complir los mandamientos de la iusticia* 正義の戒律を遵守する（この「戒律」は、キリスト教の戒律と世俗の法律という二重の意味が含まれる）。

E porque ella es tan buena en fi que comprehende todas las otras virtudes principales
afsi como dixeron los fabios, por ende la afemejaron a la fuente perenal que ha en fi
tres cofas:

正義とはそれ自体、かの賢人達が説いたように、他の主要な徳を全て包含するほど優れた徳であるが故、枯れることのない泉の如く、次に掲げる三つの特性を具有する。

(註) *comprehender (> comprender)* 理解する、包含する。*perenal (> perennial, prene)* 連続した、絶へ間ない、枯れない(泉)。

la primera que afsi como el agua que della fale nafce contra Oriente, afsi la iusticia
cata fiempre do nafce el fol verdadero que es Dios; e por effo llamaron los Santos en
las ecripturas a nuestro feñor IESV Chrifto fol de iusticia:

一、かかる泉から湧き出る水が東に面して湧くように、正義もまた神たる真正な太陽の昇る方角に常に向いている。それ故に、かの聖人達は聖書において、我が

主イエス・キリストをして正義の太陽と称された。

(註) *catar* (> *mirar*) みる、向いている。

la segunda que afsi como el agua de tal fuente corre siempre, e han los omes mayor labor de beuer della porque sabe mejor e es mas sana que otra. Otrofi la iusticia siempre es en fi que nunca se desgasta nin mengua, e resciben en ella mayor labor los que la demandan e la han menester mas que en otra cofa:

二、かかる泉からは常に水が流れ出て、しかも他の水よりも美味にして健全であるので、人々がこれを飲みたいと強く欲するが如く、正義もまた常にそれ自体、決して途絶えることも減ることもない。そして、他の何よりも正義を求め必要とする人々が、正義においてより一層大きな喜びを享受する。

(註) *labor* (de *beuer*) (飲む) 欲求。 *menguar* 減る、損なう。

la tercera que afsi como el agua della es caliente en Ynuerno e fria en Verano, e la bondad della es contraria a la maldad de los tiempos, afsi el derecho que fale de la iusticia tuelle e contrafta las cofas malas e defaguifadas que los omes fazen.

三、かかる泉の水が冬暖かく、夏冷たいのと同様、正義の善は折々の悪に相対する。だから正義に由来する法もまた、人々の犯す悪しき違法な行為を除去および阻止するのである。

(註) *tuelle* (< *toller*) 取り除く、除去する。

LEY II. Que pro viene de la Iufticia.

Pro muy grande es el que nafce de la Iufticia, ca el que la ha en fi fazel beuir cuerdamente, e fin mala eftança e fin yerro, e con mefura, e avn faze pro a los otros. Ca fi fon buenos, por ella fe fazen mejores refcibiendo gualardones por los bienes que fizieron. E otrofi los malos por ella han de fer buenos recelandofe de la pena que les manda dar por fus maldades.

法二 正義からどのような利益が生ずるか。

正義から生ずる利益は極めて大きい。正義の具わっている者は、正義によって知慮を保ち、不幸に陥らず、過ちを犯さず、節度を保って生き、そのうえ他人のために利益をもたらす。善人であれば、正義によって尚一層善人となり、善を実現したことで褒美を授かる。悪人であっても、正義により、悪事のかどで罪人に科するものと定められている刑罰を恐れて善人となる。

(註) ha en fi 自らにもつ、具わる。cuerdamente 慎重に、注意深く、分別で、知慮を保って (=con cordura)。mala eftança (> estanza) 悪しき状態、不幸。gualardon (> galardón) 褒美、褒賞。rezelarse (> recelarse) 恐れる、怖がる。pena (刑) 罰。mandar 命ずる、送る、指示・指図する、定める。maldad 悪事、犯罪行為。

e ella es virtud por que fe mantiene el mundo faziendo beuir a cada vno en paz febund fu eftado a favor de fi e teniendofe por abundado de lo que ha.

正義は、この世が維持されるための徳であり、正義のおかげで各人は各自の身分に応じて、自らの意思にしたがい、自己の財産に満ち足りて、平穩に生きる。

(註) febund fu eftado 各自の身分に相応しく。a favor de fi 己の意のままに、自らの意思にしたがい。teniendofe por abundado de lo que ha 己のもっているものを十分とみなして、自己の財産に満ち足りて。tenerse por~ 自身を～とみなす・評価する。abundado (> abundado, abundante) 豊富な、十分な。lo que ha (各人の) もっているもの、自己の財産。

E por ende la deuen todos amar afsi como a padre e a madre que les da e los mantiene. E obedecerla como a buen feñor, a quien non deuen falir de mandado. E guardarla, como a fu vida: pues que fin ella, non pueden bien beuir.

したがって何人も、己を生み養ってくれた父親と母親を慈しむが如く、正義を慈しむこと。命令に背いてはならない善き主君に服従するが如く、正義に服従すること。そして、自らの命を守るが如く、正義を守ること。正義なくば幸福に生きられないのだから。

LEY III. Que quiere dezir Iufticia e quantos mandamientos fon della.

Segunt departieron los fabios antiguos, Iufticia tanto quiere dezir como cofa en que fe encierran todos los derechos de qual natura quier que fean. E los mandamientos de la Iufticia e del derecho fon tres. El primero es que ome biua honeftamente quanto en fi. El fegundo que non faga mal nin daño a otro. El tercero que de fu derecho a cada vno. E aquel que cumple eftos tres mandamientos faze lo que deue a Dios, e a fi mifmo e a los omes con quien biue, e cumple e mantiene la Iufticia.

法三 正義とは何を意味するか。正義に基づく戒律はいくつあるか。

かの古の賢人達が説いたところによれば、正義とは、ありとあらゆる権利が遍く内包されるものを意味する。正義と権利に基づく戒律は、次の三つである。一、人は己自身に関して誠実に生きること。二、他人に対し害悪も損害も加えないこと。三、各人に対し各自の権利を与えること。右に掲げた三つの戒律を遵守した者は、神、己自身、及び己の共棲する人々に対する義務を果たすとともに、正義を実現及び維持するものである。

(註) de qual natura quier que fean ありとあらゆる。quanto en fi 己自身に関して。lo que deue a~ ~に負っていること、~に対する義務。

3. 考察

3. 1 対神徳

アルフォンソ 10 世は、カトリック神学とアリストテレス政治学を融合させるかたちで「徳による統治」の理念を構築した。王制に関する第二部の第五章において、国王が具備すべき 7 つの徳を挙げている⁶。はじめの 3 つは、「信徳」「望徳」「愛徳」であり、カトリック神学において三対神徳と呼ばれる。以下、同章の法七に基づき対神徳を概観する。

一つ目の「信徳」(fe, 羅 *fides*) は、「目には見えない信仰の対象をば、あたかも目に見えるが如く、確とこれを信じ、そこで己の意志を確かなものとする」「人は目に見えない神を知り、神を知ることにより神を信ずる」ことと定義される。信徳から神への歩みが始まる。

二つ目の「望徳」(*esperança*, 羅 *spes*) は、これにより人は「自ら信じている事を実現せしむる確信を得る」「善行を積んだ分だけ地上と天上において、神と主君から褒美を授かるものと確信する」。希望がなければ信仰に疑念を抱き、そうならば善行を積み重ねることもなく、天上においては神から、地上においては主君から、褒美を授かることもないと説く。信仰は、この望徳により強くなる。

三つ目の「愛徳」(*caridad*, 羅 *caritas*) は、「善良にして十全たる慈愛を意味し、これをもって人は神およびその他善の義務を負うものを慈しむ」ことと定義される。人間本性の限界を超える神的な善を欲求するとき不可欠となる。聖トマスによれば、神と人間との間に成立する友愛である。神学上あらゆる対神徳のなかで最も重要なものに位置付けられる。以上、神への歩みは信仰に始まり、希望により強められ、慈愛をもって完成する。

彼岸こそ真の世界とするプラトニズムとキリスト教道徳は、近代文明の発展と

⁶ 「7」は、キリスト教において特別な数とされる。神は 7 日間で世界を創り、カトリック教会の秘跡と大罪はそれぞれ 7 つあり、そして天は太陽に六惑星を合わせた 7 つの星からなると考えられている。無論、七部法典の編成にもこのような宗教上の理由がある。

ともに世俗社会において支持を失っていった。だが、人類が自然の営みにおいて依然無力で些々たる存在であることに変わりはない。宇宙を創成した自然の摂理を神と喩えるならば、人間が自然を信じ、望み、慈しむことは、宗教・民族の枠組みを超えた人類普遍の徳であるといえよう。

3. 2 枢要徳

つづいて、上述した残る4つの徳＝「知慮」「節制」「勇氣」「正義」について詳しく考察していきたい。前掲した対神徳は宗教的な徳であるのに対し、ここで述べる4つの徳は、「枢要徳」と呼ばれ、プラトンより見出される西洋哲学の伝統的な世俗的な徳目であり、聖トマスに代表される中世カトリック神学においても受容された。

アリストテレスは、理性的な動物である人間に固有の徳を「知性的な徳」と「倫理的な徳」とに分け、前者には知慮を、後者には勇氣、節制、正義を振り分けた。知性的な徳が人に教えられて身に付くのに対し、倫理的な徳は自らの善き習慣により獲得される。七部法典においても、国王が徳を具える目的として「この世において正しく生き、優れた習慣を身に付けるため」（前掲 2.5.8）と論じ、徳の獲得と善良な習慣を連関させる。

一つ目の「知慮」（*cordura*, 現西 *prudencia*, 羅 *prudencia*）は、上述したように、現在と未来の事柄に関する確実な判断力であり、人が分別をもって適切に行動するための智慧として理解することができる。まず、軍事においては、城の防衛に関する規定（2.18.13）において勇氣と熱意の崇高さを讃えると同時に、戦況を見極め、作戦を立てるときの基礎となる知慮の重要性が力説される。知慮が求められるのは権力者のみならず、人民の法律行為においても同然とされる。その最たる例の一つは遺言である。遺言とは、遺言者の死後に効力を生ぜしむる目的で一定の方式をもってなす単独の意思表示をいうが、死亡後には訂正も撤回もできないので、格別に知慮を要する法律行為とされる（5.1.前文）。

二つ目の「節制」(*temprança*, 羅 *temperantia*) または「慎み」(*mefura*) は、前述したとおり、物の取得、交換ないし利用において「自己の本分および身分に相応しい程度」を超えず、正しく生きることを意味する。人は節制により強欲(*cobdicia*)を抑え、中庸を得て、均等かつ穏当に欲望を制御する。封建的身分社会において、王国の頭領たる王を筆頭に、聖職者、諸侯、騎士、商人、農民など各社会階級に帰属する権利と義務があつて、それぞれの立場に応じた節度ある財産所有と善良なる生活を履踐するを善とした。

第二部第五章法一四では、ソロモン王の教訓から「公正にして正義を慈しむ国王こそが国を律するが、強欲な国王はまさに国を滅ぼす」と前置きした上、国王は公務から飲食や狩りなどの日常生活に至るまで常日頃強欲を抑制するものと定めている。さらに、ユスティニアヌス帝法に基づく規定として、法の下での支配を実現するため、私利私欲に走らず、天賦の才を発揮して公正に職務を遂行し、節度を保って適正に予算を執行することが国王に求められると説く。また、国王を誹謗した逆臣に対してでさえ寛容さを求め、当該誹謗行為において正当な事由があり、行為者が慎みのある人物であるならば、罪を減免する旨の規定もある(7.2.6)。前掲した愛徳にも通ずるが、反逆罪という大罪でさえ情状酌量を認めさせるほど「慎み」を重んじていたことがわかる。

国王から裁判権を付与される判事もまた、節制と慈悲をもつことが求められる。例えば、複数裁判官の合議体による裁判において、被告敗訴の判断については意見の一致をみたが、損害賠償額について意見の不一致が生じた場合には、少ないほうの賠償額を言い渡すものと規定する。少ないほうの金額については各裁判官の算定する価額の範囲内にあることに加え、敗訴被告を非難するよりも慈悲をもって賠償責任を減免すべきという理由による(3.22.17)。

三つ目の「勇気」(*fortaleza de coração, effuerço*, 羅 *fortitudo*) は、前述のとおり、善の追求と推進、悪に対する憎悪と打倒を実現するための徳であり、とりわけ正義を実現するための戦いにおいて求められる。最も勇気を求められる身分といえ、

戦場において命を落とす危険に晒される騎士である。騎士は勇気を得るため、食事中には騎士道物語の朗読を聴き、戦場では武功を挙げた騎士の名のみならず愛妾の名さえ声にしてよいといった規定 (2.21.22) まである。

その他、領主は、戦乱の世にあっては武力と勇気により戦に勝利し、平安の世にあっては法と正義により国を統治するものと定められる。家族法では、正出の子が信仰上の敵と闘うための勇気を神から授かる者と看做される (4.13.前文)。また刑法には、自己ないし他者の救済のため人と闘う者、および自己の実力を証明するため野獣と闘う者は、破廉恥罪に該当せず、勇者として尊敬を受けるに値するという規定がある (7.6.4)。

3. 3 配分的正義

最後に四つ目の枢要徳である「正義」(iusticia, 羅 *iusticia*) について、具体的に法文を参照しながら考察する。第二部第二章法四によれば、知慮が具われば、人は自己の利益を保護し、無害のまま職責を全うし、さらに自己の不利益を除去し得る。勇気があれば、自己の責務に専従し、移り気を起こさない。節制すれば、自己の職務に関して適切に行動し、余計な事を起こさない。そして正義があれば、自己の職務を正しく遂行する。「正義」とは、前掲したように、あらゆる善の源泉であり、人民が正しく生き、一致団結して神と主君に服従し、各人に相応しい適正な権利が配分されるための要因であると説示する。とりわけ第三部の訴訟法において取り上げられているように、法に基づき当事者間の紛争を解決し、判決・命令等を執行するに必要不可欠な徳目として「正義」を位置付けている。

七部法典における「正義」は、カトリック信仰と固く結びついている。国王は地上において正義を実現および維持するため神の代理人として遣わされた統治者とされる。同様に神の代理人とされる教皇に服さず、教皇権から独立した世俗権力として並び立ち、王国内において独占的な立法権を神から授けられているという。そして、神の代理人たる国王から任命された裁判官のみが国王に代わり各管

轄区において裁きを執り行う権能を有する。国王の定立した法を守るは神に対する義務を果たすことであり、国王の法を破るは神の戒律に背くに等しい。

第三部第一章の法二によれば、正義からもたらされる利益とは、正義により人は分別を保ち、災いを避け、罪を犯さず、他人のために利益を生むことにある。また、各人の身分に応じて固有財産に満足し、自らの意思に基づき平穩に生活することでもある。そして、人は正義なしに幸福に生きられないのだから、親を慈しむように法を慈しみ、主君に服するように法に服し、そして自らの命を守るように法を遵守するようにと宣べている。

法三は、正義に基づく戒律として、前掲3つの義務を規定する。①自己に関して誠実に生きる義務。②他人に対し損害を与えない義務。③各人に対し各自の権利を与える義務。

一つ目の義務は、近代法にいう信義誠実義務に相当する。夫婦の貞潔義務、主従関係における主君の保護義務と家臣の奉仕義務、友人に対する誠実義務のほか、裁判官、訴訟当事者、証人、公証人、後見人、受寄者、用益権者、請負人、組合員、遺言執行人、宮廷官吏、師範、商人、牧童、測量士などの各種職業・身分に基づく信義誠実義務を規定する。

二つ目の義務は、他人の利益を尊重することと言い換えられる。他人の身体、財産、名誉などに損害を加えた者は、法の定めに基づき刑罰を受ける。刑罰には、死刑を筆頭に、身体刑、国外追放刑、流刑、財産刑、名誉刑などを設ける。

異教徒であっても、カスティーリャ王権の支配に服するならば、信仰、安全および権利が法によって相応に保障された（ユダヤ人につき第七部第二四章、ムスリムにつき同第二五章）。さらに異教徒の名誉も尊重された。例えば、異教徒の墳墓において不敬を働いた者は、裁判官の裁量に基づき処罰される（7.9.12）。たしかに七部法典においてはカトリックの保護が王権の主要政策の一つに掲げられているとはいえ、レコンキスタにより支配下に置いた異教徒の待遇について特筆すべきは、上記のように異教徒にも相応の法的保護を与え、一定の宗教的多様性を

受容した点にある。そのうえでカステーリヤ王室は政治、経済、学術などにおいてユダヤとムスリムの力を利用した。大航海時代スペインは「日の沈まぬ国」として世界の覇権を握ったが、(補充法とはいえ)王国統一法たる七部法典において異教徒に対する配分的正義を認めたアルフォンソ 10 世の寛容な法思想は、後世における王国発展の礎になったといっても過言でない。その一方、15 世紀末以降スペインは、異教徒を国外に追放し、宗教的・民族的多様性を排斥した結果、国力が衰退し、大国の座から転落した⁷。歴史から学びとるべき教訓である。

さて、第七部には殺人罪・過失致死罪に関する規定がある。加害者が男であるか女であるか、被害者が自由人であるか奴隷であるかに拘らず、故意に人を殺した者は死刑を科される。だが故意犯でなければ、人を死なせても死罪を免れる。例えば、日頃から馬を走らせている場所にて馬を走らせていたところ、突如道路を横断する者が現れ、馬と衝突し、ひき殺した場合、被疑者が故意による殺人行為でなく偶発の事故である旨の宣誓供述 (jura) を行い、かつ、善良な証人の供述を得られれば免責となる (7.8.4)。

七部法典には正当防衛に関する明文規定があり、急迫不正の侵害に対しては、何人にも我が身を守る権利があり、他人を死なせても止むを得ないとする (7.8.2)。

人命を預かる医師は、業務上の過失による責任が特に重い。過失より人を死なせた場合、五年の流刑に処される (7.8.6)。死罪に該当する行為は、外科医が手術中故意に医療過誤を犯して人を殺した場合 (7.8.6)、医師が治療目的によらず奴隷を去勢した場合 (7.8.13)、患者に対し毒草を故意に処方した場合 (7.8.7) などである。

正義を実現する責任を最も負う職業の一つである裁判官にも厳しい刑罰規定が設けられている。仮に裁判官が偽計を用いて死刑、身体刑または国外追放刑の判

⁷ 15 世紀カトリック両王の治世において「血の純潔」思想の下、1480 年に異端審問所が設立される。1492 年、イベリア半島最後のイスラム王朝グラナダ王国が陥落し、ユダヤ教徒追放令が公布され、さらに 1609 年にはフェリペ 3 世によりモリスコ (キリスト教に改宗したモーロ人) 追放令が公布された。

決を言い渡した場合は死罪となる（7.8.10）。

法律上の正義を実現する手段である裁判制度には、身分制に基づく適格の差異がある。奴隷は、主人に対する恩義を理由に、主人を被告として死刑、身体刑、名誉刑などの重い刑罰の科され得る訴えを提起する適格を有しない（3.2.6）。他方、奴隷の管理する主人財産が妨害を受けている場合、当該奴隷は法廷において妨害排除を請求し得る（3.2.9）。

聖職者は、神事に携わる者が世俗の紛争に関与するは恥すべき事として、例外事由（国王から勅令を下された場合と修道院長または騎士団長である場合）を除き、世俗法上の訴訟において裁判官、訴訟代理人、保証人などに就くことを法律により禁じられる（1.6.48）。

三つ目の「各人に対し各自の権利を与える」という義務は、封建社会において各人が各自の身分と功績に応じて相当の権利を取得することを意味する。その一方、権利と義務が表裏一体であることに鑑み、前掲した刑罰に関していえば、この標語は「各人に対し各自の罪責を負わせる」とも言い換えられる。即ち、キリスト教徒と異教徒、聖職者と平信徒、自由人と奴隷、封主と封臣、父親と子、裁判官、医師など、それぞれの身分・職業に応じて各人が各自の権利と義務を衡平かつ公正に与えられる配分的正義が、信仰の保護と法の下での支配の実現に不可欠であった。

本章の終わりに、上記の議論を踏まえたうえで管見を述べたい。七部法典は、19世紀にラテンアメリカ諸国が独立し、スペインが近代化の過程に入ると、旧体制の遺物として断ぜられ、現実の統治において顧慮されることはあまりなかった。だが上述してきたとおり、現代においても大いに参考にすべき普遍的な法思想がみられる。就中「配分的正義」に関するアルフォンソ10世の法思想は、正義について議論するうえで貴重な判断材料を我々に提示する。ハイエクは、「人びとが何をなすべきで、かつどんな目的に奉仕すべきかを命ぜられるのを必要とする分配的正義を目標とすれば、いろいろな人びとが何をしようになるかの決定は、

一般的規則から導出できず、特定の目的と計画当局の知識とに照らして下されざるをえない」(Hayek 1997: 232)と論じた。たしかに国家が特定の道德価値を一般規則化して国民に強制すれば権力の濫用となり、民主主義に反するが故、各国の社会事情に応じて国民から要求される特定の目的に則し、各計画機関の専門知識に基づき決定された政策のもとで配分的正義が実現されるのが穏当であろう。また、ロールズは「社会システムは、どのような事態になろうとも、結果として生じる分配状態が正義にかなったものとなるように設計されなければならない」(Rawls 2015: 369)と論じた。ただし、そのような社会システムを設計するには、旧法・新法の別を問わず歴史的視座から「正義」の道德価値を相対的に概念化し、法規範との相関性を客観的に分析したうえで得られた普遍的知見を立法に活かすことが求められる。

結論

13世紀中葉、大レコンキスタ時代が収束に向かっている最中、アルフォンソ10世は、再征服地の平定と法秩序の回復を目指し、国内外の政治的背景のもと編纂した七部法典において、人民の統一、立法、正義の実現、キリスト教の保護という4つの政治目標を掲げた。そして、これらの政治目標を実現するため7つの徳による統治を唱えた。まず、神の代理人たる国王として、カトリック神学上の3つの対神徳＝「信徳」「望徳」「愛徳」を掲げた。さらに、12世紀ルネサンスよりトレド、シチリアなどにおいて復興したアリストテレス政治学に倣い、4つの枢要徳＝「知慮」「節制」「勇氣」「正義」を受容した。これらの徳は、それぞれの実現のため相互に依存し合う関係にあるが、なかでもその中核にあり、あらゆる善の源泉とされたのが「正義」である。七部法典においては、勇氣と節制により外部の敵と内心の強欲を排し、知慮により各人の身分と功績に応じた権利を各人に衡平に分け与えるという「配分的正義」が、カトリック封建制の維持に必要な不可欠な徳目とされた。七部法典の法文解釈を通していえることは、カトリック王制

下に定立された法律であるとはいえ、普通法に受容されたこれらの徳目が現代法にも通ずる普遍的な道德価値をもつということである。

マキャベリは、人が「いかに生きるべきか」ということと、「どのように生きるべきか」ということは全く別の問題であるとして、《君主の鑑》において説かれる「徳による統治」を痛烈に批判した。近代以降の西洋民主主義においては、政治と宗教、法と道德の分離が基本原則となり、絶対王政と密接に結びついていたキリスト教的道德は政治と公教育から排除された。たしかに信教・思想の自由と多様性を尊重する民主主義社会の存立において（国ごとに程度の差こそあれ）政教分離原則が必要不可欠であることは論を俟たない。しかし、たとえ宗教的な背景が残っているとしても既に世俗化した道德観念まで排除して中立的に法規範を観念することは実質不可能であり、むしろ法と社会の乖離を招く結果となろう。また、立法過程において法に関わる徳の価値を十分に顧みず、知慮と節制のない経済的欲求の下、勇気を欠いて多数決原理の濫用を許すのも失当である。ケルゼンは「規範と価値とは相関的概念である」（Kelsen 2014: 65）と説いたが、法の目的と徳の価値との相関性について熟議することは、いつの時代にも主権者に求められる責務であるし、かかる議論において古代から受け継がれてきた前掲7つの徳の価値を見直すことは、現代の民主主義においても有益であると思われる。

【謝辞】

本稿は、2015年度神田外語大学研究助成（在外研究）による研究成果の一部です。関係者の皆様に深く感謝の意を表します。

【参考文献】

- 青砥清一、「七部法典におけるアルフォンソ 10 世の王権思想について—ローマ法学およびアリストテレス政治学の継受—」、『神田外語大学紀要』第 26 号、pp.117-138、2014 年.
- 勝田有恒・森征一・山内進（編著）、『概説 西洋法制史』、ミネルヴァ書房、2005 年.
- 原田慶吉、『ローマ法』、有斐閣、1955 年.
- Aquinas, 柴田平三郎（訳）『君主の統治について—謹んでキプロス王に捧げる—』、岩波書店、2009 年.
- Aristoteles, 田中美知太郎（編）『世界の名著 8 アリストテレス 政治学』、pp.57-274、中央公論社、1972 年.
- Ayala Martínez, Carlos de, “La consolidación de las monarquías peninsulares”, Álvarez Palenzuela, Vicente Ángel (coord.), *Historia de España de la Edad Media*, Capítulo 23, Ariel Historia, pp.495-516, 2002.
- Gaius, *GAI INSTITUTIONUM COMMENTARII QUATTUOR*, Rafael Domingo (coord.), *Textos de Derecho Romano*, edición corregida y aumentada, Navarra: Editorial Aranzadi, pp.37-245, 2002.
- Hayek, 西山千明・矢島鈞次（監修）、気賀健三・古賀勝次郎（訳）『ハイエク全集 6 自由と法 自由の条件 II』、春秋社、1997 年.
- Kelsen, 長尾龍一（訳）『純粹法学』第二版、岩波書店、2014 年.
- Machiavelli, 池田廉（訳）『君主論』、中公文庫、2002 年.
- Martín, José Luis, *Manual de Historia de España 2, La España Medieval*, Historia 16, 1993.
- Rawls, 川本隆司・福間聡・神島裕子（訳）『正義論』、紀伊国屋書店、2015 年.
- Sainz Guerra, Juan, *Historia del Derecho Español*, Dykinson, S.L., 2008.
- Vinogradoff, Paul, *Roman Law in Medieval Europe*, Harper & Brothers, 1909.